

「環境保護印刷マーク(クリオネマーク)」 宣伝普及目的での使用ルール

「環境保護印刷マーク使用規則」に基づき、具体的な使用ルールを以下のとおり取り決めます。

1. 正会員

各種宣伝媒体

会社の宣伝のために各種宣伝媒体(新聞・雑誌広告、屋外看板、会社・営業案内、名刺など)に表示するときは、「使用確認書(別紙)」の提出が必要となる。

この場合は、企業が環境保護印刷を推進していることを宣言するのを目的に、原則として社名の前(上)もしくは表紙等に掲載すること。

PIN 番号が記入されていないマークを使用することもできる。

また、マークの右下もしくは左下に定められた大きさと PIN 番号を付記することも可能です。

2. 協賛会員

各種宣伝媒体

会社の宣伝のために各種宣伝媒体(新聞・雑誌広告、屋外看板、会社・営業案内、名刺など)に表示するときは、「使用確認書(別紙)」の提出が必要となる。

この場合は、企業が環境保護印刷を推進していることを宣言するのを目的に、原則として社名の前(頭)に掲載すること。

PIN 番号が記入されていないマークを使用することもできる。

また、マークの右下もしくは左下に定められた大きさと PIN 番号を付記することも可能です。